

## 1. 平成29年第4回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成29年12月21日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第122号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第123号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第124号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第125号 郡上市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第126号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第127号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第128号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第129号 郡上市市有林の管理等に関する条例の制定について
- 日程10 議案第130号 簡易水道等事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程11 議案第131号 郡上市水道事業給水条例の制定について
- 日程12 議案第132号 郡上市歴史資料館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程13 議案第133号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第134号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程15 議案第147号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について
- 日程16 議案第148号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程17 議案第149号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について
- 日程18 議案第150号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について
- 日程19 議案第151号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について
- 日程20 議案第152号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程21 議案第153号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について

- 日程22 議案第154号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程23 議案第155号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程24 議案第156号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について
- 日程25 議案第157号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程26 議案第158号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
- 日程27 議案第159号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
- 日程28 議案第160号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程29 議案第161号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程30 議案第162号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程31 議案第163号 財産の無償譲渡について（美並上苅安公民館）
- 日程32 議発第7号 議員派遣について
- 日程33 請願第4号 核兵器禁止条約に日本政府が署名することを求める請願書
- 日程34 報告第17号 専決処分の報告について
- 日程35 議報告第13号 諸般の報告について（議員派遣の報告）

## 2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程35まで

- 日程36 議案第165号 工事請負契約の締結について（郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第3期）
- 日程35 議案第166号 工事請負変更契約の締結について（無電柱化整備本体管路（第1工区）工事）
- 日程35 議発第8号 核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書

## 3. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	11番	古川文雄
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三

17番 清水敏夫

18番 美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(2名)

10番 山田忠平

12番 清水正照

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	郡上偕楽園長	清水宗人
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	尾藤康春	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課 課長補佐	加藤光俊
議会事務局 議会総務課主査	武藤淳		

## ◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。

議員の皆様方には、12月4日の開会以来、それぞれの執務、大変御苦勞さまでございます。いよいよ本日最終日を迎えることとなりました。よろしく御審議のほどをいただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席は、12番 清水正照君、10番 山田忠平君であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでよろしくお願いをいたします。

(午前 9時30分)

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、7番 森喜人君、8番 田代はつ江君を指名いたします。

---

## ◎議案第122号から議案第134号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） それでは、日程2、議案第122号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例についてから、日程14、議案第134号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についての13議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました13議案につきましては、所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、各委員長より、審査の経過と結果についてご報告をお願いをいたします。

まず初めに、総務常任委員長、7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成29年12月4日開会の平成29年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例8議案につきまして、平成29年12月14日開催の第5回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過につきましては主な内容を報告いたします。

議案第122号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例について。

監査委員事務局長から、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等が行われ、地方自治法の条番号にずれが生じたため、郡上市監査委員条例の第3条中の第243条の2を第243条の2の2に改めるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から新設される地方自治法第243条の2の内容について質問があり、市長等が

地方公共団体に対して損害賠償をする責任が、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償の責任を負う額から、政令で定められる基準を参酌して定められた額以上の額を減免できるようになったこと。議会は、この条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取するとされたものであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第123号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、平成29年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、市議会議員の期末手当について、一般職の職員の例に準じて年間支給月数を0.1月分の引き上げを行うため、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から人事院勧告はどの程度のデータに基づいて決定をしているかとの質問があり、今年度の調査は1万2,400事業所、53万人を対象に、役職・勤務地域・学歴・年齢等を加味して調査を行っているとの説明がありました。

国の勧告に従うことが必ずしも正しいとは限らないのではないかと質問があり、岐阜県の調査でも人事院と同様の結果となっていること、県内各市も人事院勧告に準じていること、勧告が全国の膨大なデータに基づいていることから、人事院勧告に準じることが妥当である。また、経済センサスにおいては、郡上市内に50人を超す事業所は46事業所あるが、各事業所の個人の給与額やボーナスについての調査をしているわけではないため、実態把握のため市独自で調査を行うことは難しいのが現状であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第124号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、平成29年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、常勤の特別職職員の期末手当について、一般職の職員の例に準じて支給率を0.1月分引き上げるとともに、平成22年の人事院勧告による55歳を超える6級以上の職員の俸給等の1.5%の減額措置が廃止されることに伴い、常勤の特別職職員の1.5%減額措置を廃止するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第125号 郡上市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、平成29年人事院勧告に基づき55歳を超える6級以上の職員の俸給等の1.5%の減額措置が廃止されることに伴い、教育長の1.5%の減額措置を廃止するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

た。

議案第126号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び人事課長から、平成29年人事院勧告に基づき、医療職の初任給調整手当の改正、職員の給料表の増額改定及び期末・勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き上げを行い、勤勉手当の支給率に反映させるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から特定管理職について質問があり、課長級以上の職につく者であり、行政職については、課長・次長・部長である。一般行政職の課長・主幹級が77人、部長級が15人であるとの説明がありました。

55歳を越す職員数について質問があり、平成30年4月に退職とならない職員を対象とすると83人となるとの説明がありました。

給与の支払いと合わせて遡及分を支払うことはできないかとの質問があり、国の給与法の改正が11月17日にあり、今回の議会に給与関係の条例改正を提案している。議会の議決予定日が給与支払日と同日の12月21日であるため、遡及分については後日支払うこととしている。事務的には2回に分けての支給となるが、振込手数料が発生することはなく、12月26日に支給を予定しているとの説明がありました。

医療職の初任給調整手当を他の自治体と比較してどのような状況かとの質問があり、人事院勧告に基づいて行われており、他の自治体と同等であるとの説明がありました。

支給率の引き上げを勤勉手当に反映させることについて質問があり、人事院勧告に基づき、勤務実態に応じて支給される勤務手当に反映させるものであるとの説明がありました。

勤務評定について質問があり、年1回、全10項目により評価しているとの説明がありました。

1号級抑制されている給料を、37歳に満たない職員に限って調整されることについて質問があり、職員の生活への影響を考慮し、若年層の職員について抑制措置の回復を行うことになったとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第127号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

理事兼総務部長から、八幡町稲成の雇用促進住宅集会所兼向中野集会所について、9月補正により、高齢・障害・求職者雇用支援機構の持ち分を市が買い取るための予算措置をし、売買契約を締結したため、公の施設としての位置づけを行うものである。また、美並町の上荇安公民館については、地元自治会に無償譲渡するために、公の施設としての位置づけを廃止するための改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第128号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び企画課長から、中濃地方拠点都市地域整備推進協議会の解散に伴い、郡上市ふるさと基金のうち、中濃地方拠点都市地域が担うべき施策の推進を図っていくことを目的に造成された拠点分基金について廃止するため、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から構成団体の状況について質問があり、協議会が解散する理由の一つに、可茂広域行政事務組合が解散することにより、この地域の基金を管理する団体がいなくなってしまうことがあるとの説明がありました。

今後の活動について質問があり、組織を解散したため活動はなくなるとの説明がありました。解散に伴う清算金について質問があり、人口配分などではなく、当初に基金を造成する際の出資割合に基づいて配分しているとの説明がありました。

ふるさと基金の運用について質問があり、運用基金であり、利子をもって地域の特性を生かした、個性的で魅力のあるまちづくり事業に充てるものであると説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第134号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について。

市長公室長及び人事課長から、平成29年3月31日に解散した可茂広域行政事務組合及び平成30年3月31日に解散予定の本巣消防事務組合に関する規定を削除し、あわせて総務大臣の許可が必要となる昭和52年10月1日以降の岐阜県知事許可は全て無効とされたため、無効とされる規約変更について新たに規約改正を行うものとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果を報告いたします。平成29年12月21日、郡上市議会議長 渡辺友三様。  
郡上市議会総務常任委員会委員長 森喜人。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 続いて、産業建設常任委員会委員長、5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 失礼いたします。産業建設常任委員会からの報告をいたします。

平成29年12月4日開会の平成29年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例3議案につきまして、平成29年12月15日開催の第4回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第129号 郡上市市有林の管理等に関する条例の制定について。

農林水産部長及び林務課長から、既存の条例を全部改正し、木材生産、水源涵養、土砂災害防止及び保健休養等の森林の持つ多面的機能を発揮させるため、市有林管理に係る規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から市有林の管理、処分及び利用に関して管理人を委嘱することができるかと規定しているが、利用とは何を指すのかとの質問があり、本条例は市有林に森林の持つ多面的機能を発揮させるため、その定義に「利用」を盛り込んだ。例として、森林学習の実施場所選定等も管理人と相談しながら行っていききたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第130号 簡易水道等事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

環境水道部長から、簡易水道事業が公営企業会計に移行することに伴い、郡上市内部組織設置条例及び郡上市特別会計条例については簡易水道事業に関する語句を削除するもの、郡上市水道事業の設置に関する条例については給水区域等の規定を整備するもの、郡上市水道事業の設置に関する条例については地方自治法の改正に伴い引用する規定を整備するもの、郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例については簡易水道事業の章句を削除し、専用水道に関する規定を整備するもの、また、郡上市簡易水道等事業給水条例、郡上市水道事業料金等に関する条例及び郡上市上水道工事分担金徴収条例については廃止するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から給水人口の算出はどのように行っているのかとの質問があり、給水人口とは水道事業認可を受ける際に必要な計画給水人口のことであるが、岐阜県の推計人口をもとに施設別に算定する接続率を乗じて算出し、今後10年間で最大となる給水人口を計画給水人口としているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第131号 郡上市水道事業給水条例の制定について。

環境水道部長から、簡易水道事業が公営企業会計に移行することに伴い、諸規定の集約化を図るため既存条例を全部改正し、料金等に関する条文を追記の上、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から上水道事業への統合により、料金に変更が生じることがないのかとの質問があり、上水道事業と簡易水道事業の水道料金は平成21年に統一されているとの説明がありました。水道の管理上必要であると認めたとき、給水装置を切り離すことができると規定されているが、誰が判断をするのか、また、休止に係る手数料はどうなるのかとの質問があり、給水停止は水道事業管理者が判断し、その際の手数料は発生しないとの説明がありました。

営農用水道料金適用の継続について質問があり、今後5年間は現在の料金体系を継続する特例措置を設けるとともに、営農所管部による新規施策の検討を含め、農業振興策の一環として何らかの対応をしたいとの説明がありました。

簡易水道事業から上水道事業への統合により、国庫補助事業などに不利益は生じないのかとの質問



があり、補助金返還は発生しないが、国からは隣接する簡易水道事業同士が10キロメートル以上離れていない場合は簡易水道事業の補助対象としないと示されている。上水道事業への統合は、老朽化した簡易水道事業施設の整備もでき、有利であったとの説明がありました。

企業会計への移行が今後、料金値上げなどに影響することは考えられるのかとの質問があり、市内には多くの老朽管路があり、いずれ更新する必要が出てくる。今後、人口減少による収入減も推測されることから、企業会計への移行に関係なく、老朽施設更新の財源として使用者に負担を求める必要が出てくると思われるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年12月21日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 続いて、文教民生常任委員会委員長、6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） おはようございます。それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

平成29年12月4日開会の平成29年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、平成29年12月13日開催の第5回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第132号 郡上市歴史資料館の設置及び管理に関する条例の制定について。

教育次長から、平成30年度に開館する郡上市歴史資料館の設置及び管理に関する条例を制定するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から条例に「館の運営に際し委員会等を設けることができる」という項目を入れた方がよいのではないかととの質問があり、他市の文書館等を参考にしており、条例で定めるのではなく要綱などで別に定めていくが、これから運営しながら、第3条第6号の「資料館の設置目的を達成するために必要な事業」に沿って対応していくとの説明がありました。

利用の制限の第6条第2号と第4号は類似性が高いので一緒にし、制限や制約は極力減らせないかとの意見があり、制約が出てくるのは行政文書の個人情報の部分で、それ以外のところは積極的に公開していきたいとの説明がありました。

専門職員について質問があり、専門でない職員でも資料に触れていることで知識が積み重なっていく。また、古文書を読める職員が少ないため、歴史講座などを受講した方がボランティアや調査研究にかかわれるようにしたいとの説明がありました。

入場は無料なのかとの質問があり、調査研究でわかったものを展示するので入場料は想定していないとの説明がありました。

入館希望者の対応について質問があり、団体での来館は、展示部分のみ見学することができ、少人数で調査研究のために来館した場合は閲覧室での対応もできるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第133号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

市民病院事務局長より、地方自治法の改正に伴い条番号にずれが生じたため、条例の一部を改正するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、賠償責任が免除となる病院事業に従事する職員の範囲について質問があり、職員という言葉には医師も含まれるとの説明がありました。

議会の同意を要する賠償額について質問があり、100万円未満の場合は対象とならないとの説明がありました。

議会の同意を要するケースについて質問があり、当市では発生していないが、職員が故意または重大な過失により損害を与えたと認める事例が発生した場合、市長は、監査委員に賠償責任・賠償額の決定を求め、期限を定めて賠償を命ずることになっている。監査委員が、賠償責任があると決定した場合であっても、市長は、職員によってなされた当該損害が避けることのできない事故ややむを得ない事情によるものであることを認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部または一部を免除することができるとの説明がありました。

現時点で事例が発生した場合はどうなるのかとの質問があり、今回の改正は、平成32年4月1日からの適用となり、現在は従来法律が適用されることから、同様の事例が発生しても従来法律で対応できるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成29年12月21日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田中康久。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第122号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第122号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第123号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第123号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第124号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第124号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第125号 郡上市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第125号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第125号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第126号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第126号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第126号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第127号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第127号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第127号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第128号 郡上市基金条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第128号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第128号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第129号 郡上市市有林の管理等に関する条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第129号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第129号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第130号 簡易水道等事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第130号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第131号 郡上市水道事業給水条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第131号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第131号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第132号 郡上市歴史資料館の設置及び管理に関する条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第132号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第132号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第133号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第133号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第133号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第134号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第134号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第134号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

◎議案第147号から議案第162号までについて(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程15、議案第147号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定についてから、日程30、議案第162号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定についてまでの16議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました16議案は、所管の産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果について御報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） それでは、報告をいたします。

平成29年12月4日開会の平成29年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました指定管理者の指定16議案につきまして、平成29年12月15日開催の第4回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第147号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について。

審査に当たり、議案第147号から議案第154号までの8件は農林水産部が所管する公の施設の管理議案で関連があるため一括して説明を求め、議案ごとに質疑及び採決を行いました。

農林水産部長及び農務水産課長から、施設名称、指定する団体、指定期間及び管理業務の実施状況等について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第148号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について。

審査の中で、委員から指定する団体が取り組む6次産業化について質問があり、原料調達の課題があったが、営農組織の設立による農地の保全や作付増加に取り組まれており、今後、原料も確保され6次産業化の推進も期待されるとの説明がありました。

借地料について質問があり、当施設は地元要望に基づき設置されたことから無償であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第149号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について。

審査の中で、委員から借地料について質問があり、地元からの提供地のため無償であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第150号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について。

審査の中で、委員から利用実績や業績が下がる中、指定する団体とは譲渡だけでなく廃止も視野に入れた協議をしているのかとの質問があり、施設には、地元農家が出品しているが、高齢化により出品者数が減少している。現時点で指定管理料や修繕など市からの支出はない状況であるが、施設の老朽化や他の朝市施設の充実も図られていることから、今後、施設のあり方について検討したいとの説明がありました。また、委員からは、今回の指定期間中に見通しを立てるような気構えで進められたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第151号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について。

審査の中で、委員から借地について質問があり、借地面積968平方メートルの当該地には本施設のほか、高鷲観光協会ひるがの支所、公衆トイレ等が立地しており、観光施設として市が年額9万72円を支出しているとの説明がありました。

平成28年度の利用実績が下がったことについて質問があり、施設を実際に活用される方の体調不良により、営業開始がおくれたことが影響しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第152号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。

審査の中で、委員から実績では収益を上げているが、市へ還元されるものはあるのかとの質問があり、当施設は、施設使用料として年額137万円を納入されている。また、施設改修費も指定する団体が全て負担することになっているが、自主的な施設改修により生産の効率化にも取り組まれており、将来的な施設譲渡に向け取り組みたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第153号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について。

審査の中で、借地料について質問があり、指定する団体が負担しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第154号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について。

審査の中で、委員から建物保険の加入状況について質問があり、全てが公の施設であるため、一律で市が建物共済に加入している。ただし、指定する団体が賠償責任保険に加入することを協定の条件としていることから、保険契約書等の写しの提出を求めているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第155号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について。

審査に当たり、議案第155号から議案第162号までの8件は商工観光部が所管する公の施設の管理議案で関連があるため一括して説明を求め、議案ごとに質疑及び採決を行いました。

商工観光部長及び観光課長から、施設名称、指定する団体、指定期間及び管理業務の実施状況等について説明を受けました。

審査の中で、委員から借地料は市が継続して負担するのかとの質問があり、継続して負担するとの説明がありました。

将来的に施設での収益が上がった際は、郡上八幡産業振興公社のように基金積立をされたい。また、設備投資以外の営業利益が出ているのかを注視されたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第156号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について。

審査の中で、委員からコテージ利用者の居住地を調査し、対外的な誘客に力を入れられたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第157号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第158号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について。

審査の中で、委員から古い施設については将来的に廃止となると取り壊す財源が必要なため、収益を出しているうちに譲渡すべきであるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第159号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第160号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について。

審査の中で、委員から他の施設も同様であるが、指定する団体の決算について、財務状況の把握のため、適正に整理するよう指導されたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第161号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について。

審査の中で、委員から営業実績では平均客単価が安いと思われるので、利用料の見直しも検討されたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第162号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

平成29年12月21日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） それでは、質疑なしと認め、討論、採決を行います。

議案第147号から議案第162号までの16議案に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

お諮りをいたします。本16議案を一括採決といたしたいと思っております。一括採決に御異議ありませんか。



んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第147号から議案第162号までの16議案を一括採決を行います。

本16議案に対する常任委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第147号から議案第162号までの16議案については、原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第163号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程31、議案第163号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員会委員長、7番 森喜人君。

○7番(森喜人君) 平成29年12月4日開会の平成29年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産の無償譲渡1議案につきまして、平成29年12月14日開催の第5回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第163号 財産の無償譲渡について(美並上荇安公民館)。

理事兼総務部長から、美並町上荇安公民館については、地元自治会は地縁団体であり、自治会への名義変更が可能になっていることから、自治会に無償譲渡するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年12月21日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森喜人。

以上です。

○議長(渡辺友三君) 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認めます。

議案第163号に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第163号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第163号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

◎議発第7号について(採決)

○議長(渡辺友三君) 日程32、議発第7号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169号の規定により申し出がありましたので、お諮りをいたします。申し出のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 14番 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) 産建委員の中ですが、山川委員長の都合が悪いということで、私が副で代理に行けということですが、その場合はこのままでよろしいのでしょうか。

○議長(渡辺友三君) そういうことでございましたら、改めて修正して出し直しますので、議員派遣をします。できる限り事前に報告をお願いしたいと思います。

そうしましたら、議発第7号 議員派遣については、山川議員にかわり、14番 武藤議員がかわりに出席ということで、後ほど正式なものをお出しいたします。

---

◎請願第4号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程33、請願第4号 核兵器禁止条約に日本政府が署名することを求める請願書を議題といたします。

ただいま議題といたしました請願第4号については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果について御報告をいただきます。

総務常任委員長、7番 森喜人君。

○7番(森喜人君) 平成29年12月4日開会の平成29年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1議案につきまして、平成29年12月14日開催の第5回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過につきましては主な内容を報告いたします。

報告する前に、一部修正をお願いします。

本文の下から5行目ですが、「日本政府は今年の5月に、核保有国、非核保有国及び核禁止条約賛成国」とありますが、ここを「非核保有国」を「中道国」に直していただきたいと思います。それから、「核禁止条約賛成国」を「核兵器禁止条約推進国」と、そのように直していただきたいと

思います。

それでは、報告をさせていただきます。

請願第4号 核兵器禁止条約に日本政府が署名することを求める請願書。

紹介議員から、核拡散防止条約は、今核兵器を持っている国の抑止力を永続化しようとしている理不尽な条約である。この条約に背を向けた国は核兵器を開発している。核兵器禁止条約により、核兵器が違法ということになってきた。人類史上のターニングポイントである。核の抑止力に依存している国は、みずから核兵器をなくすことは絶対にしないので、これを何とかなくさせるのがこの核兵器禁止条約である。これまでのルールを超えたルールが必要であるとの説明を受けました。

審査の中で、これまでのルールを超えたとしても、実効性があるかが懸念されるとの意見がありました。

請願の趣旨には賛成であるが、日本政府が現在の状況を見据えての見解であることを尊重し、政府の動向を見守りたいとの意見がありました。

郡上市議会も郡上市非核平和宣言を決議しているので、これまでの核兵器廃絶に向けた取り組みを続けた方がよいのではないかと意見もありました。

核兵器がなくなることにこしたことはないが、一斉になくすことができなければ実行性が薄い。核拡散防止条約にはこの条約より多い国が加盟しているにもかかわらず、核兵器保有国がふえている。これ以上核の開発をさせないようにしていくほうが実効性があるのではないかと意見がありました。

日本政府はことしの5月に、核保有国、中道国、核兵器禁止条約推進国から成る委員16人で「賢人会議」を設置した。この「賢人会議」の動向を見守りたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成29年12月21日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森喜人。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番、野田勝彦でございます。

請願第4号 核兵器禁止条約に日本政府が署名することを求める請願書。

これにかかわりまして、紹介議員になりましたので、その紹介議員の責務としまして、総務委員会の不採択決議に対して、反対の討論を申し述べます。

この核兵器禁止条約は、今日本で大きな話題になっておりますので、概要については周知されていると思います。したがって、概要は簡単にいたしまして、実質的に委員会の討論内容についての討論にしたいと思います。

ことしの7月7日でしたが、国連の122カ国が、これは参加国の63%ということですが、その賛成によって採択された条約であります。50カ国以上の署名でもって効力を発することになっております。現在、56カ国が署名をしてると。これは発効は既定の事実になっておりますので、いよいよ世界は核兵器を禁止する条約のもとに入る。日本政府が賛成であろうとも反対であろうとも、とにかくこれは国連としての既定の事実になってまいりました。

これにかかわって、翌月、本市の市長さんも参加をしておられる平和市長会議の総会が行われまして、その席上で全ての国に条約への参加を要請する。一日も早い条約発効を期待をするという声明を出しております。

また、先ほどの報告にありましたように、我が市はもう既に非核平和宣言をしております。その趣旨からも、これは前向きに検討すべきだと思います。

3つ目には、NGOのICANがノーベル平和賞を受賞しましたが、その受賞理由の最大は、この核兵器禁止条約への積極的な介入であります。このノーベル平和賞の受賞に関して、日本の被爆者の団体あるいは世界の被爆された方々、そしてたくさんのNGOが参加をしているんですが、その中の一つであります日本のピースボートの川崎哲さんという方は、声明の中でこういうふうに述べています。「本当にこの条約に日本が加わらなくていいのか。全ての日本の人々に議論をしてほしい」と述べておられます。これは、数ある国の中で日本だけが戦争被爆国であると。こんな悲惨な体験をみずからしている日本が、背を向け続けていいのかという意味ですね。

御存じのように、国連の日本の代表団の席には大きな折り鶴が載せてありましたですね。そこには、日本がこの席上に参加をしていたらと、ぜひともそうしてほしいという世界のための願いが書かれていたといいますけど、このまま日本がこの条約に背を向け続ければ、日本は理性に乏しい国、正義を理解できない国、世界に幻滅をもたらす国として評価されてくる。そんなことでいいのかと川崎さんは言っているわけです。

これは、何も平和の問題だけではないと私も思います。こうした日本である限り、世界の目は日本に対して政治的なリーダー性や、あるいは経済や文化に至っても日本は主体性を持ってない国、そんなふうに見てくるんじゃないでしょうか。

幾ら核の傘のもとに入っている、最低限言わなきゃならんことはきちっと言っていく。そういう主体性を私は求めていると思います。

次に、委員会での議論であります。私も傍聴させていただいて発言をさせていただいたんですが、席上、先ほどの報告にもありましたように、全体としては委員の方々は、核兵器というのはないにこしたことはない。できるなら、やっぱり廃絶したほうがいいとは思っていらっしゃる。これは、恐らく全ての人々が内心はそう思うことだと思います。

だったら、それに向けて、できる限りの可能性のあることは全てやってもいいではないか。ほかにそんなくする理由は、核に関して私はないと思います。しかし、その後につけ加えられたいろんな議論は、例えば日本政府はわかっていると思うと。政府の動向を見守りたい。現状を見ると、条約の実効性に疑問がある。恐らくこれをつくっても、核兵器拡散の防止条約のように守られないだろう、そういう御意見だと思います。

守られないがゆえにつくらないほうがいいという理由にはならなんでしょうが、いずれにしても守られないだろうと。そして、賢人会議というこの会議ですね。これは、先ほどの説明によりますと、こういう会議が3つの勢力の均等といいますか、中立を含めて、3つの勢力の参加をもって、この賢人会議が行われる。これを当面は見守りたいという御意見ですが、これもそれはそうであろうと思いますが、しかし、保有国と非保有国と橋渡し役という3つがもしあるならば、日本はせめて保留の立場をとるべきだと。それでなければ、この賢人会議を催す意義がない。

その賢人会議は、先月に第1回が開かれておりますけど、その中でアメリカの代表といいますか、これは国の代表じゃありませんので、賢人会議はいわば国際的な私的な機関ですから、日本が主導して行っているという、そういう機関ですので、代表ではありませんけれども、そのアメリカの代表は、理解はできるが現実的ではないという表明をしています。

もう一つ、核抑止にかわる考え方を提言に盛り込むことは難しいとも言っております。これは核抑止力にかわるものはない。すなわち、核抑止は手放さないと宣言しているようなものです。

3つ目の、核兵器を条約で禁止することについては実効性に疑問がある。やっぱり実効性ですね、出てきますのは。そして、新聞の論評はこうです。橋渡し役を自認する日本政府は難しいかじ取りを迫られている。提言の方向性が見えないまま閉会をしたと。これが賢人会議の内容です。

こういう、いわば国際的な会議として役割は全くないわけではありませんけれども、先ほど申しましたように、日本が橋渡しや溝埋めをやるというならば、せめてニュートラルの立場でやるべきである。そうではなしに、一方に明確に足を置きながら、この会議というのは主導したところで、やっぱり実効性はないんじゃないか。

最後ですが、問題は、この核抑止力であります。これを私たち人類はいかに歴史的に過去のものとしていくか。これをなくしていくかが大きな課題になると思います。アメリカも日本も、この核抑止力を捨てられないがために、こうした状況を生んでおるものと思います。

御存じのように、核兵器を持つことで軍事的に優位を誇示し、威嚇するのが抑止力です。だから、

それを持っている国は、まずこれを手放すことはないんですね。みずから手放すことはないです。ほかの国が持ち続けているのに、自分の国だけが先に手放す、これはあり得ないことなんです。

そしてもう一つは、おまえがなくなると俺もなくなると言うこの理論もあり得ないです。ということは、核抑止力を認める限りは永久に続くんです。それは先ほどもありましたように、NPTの流れを見ますとよくわかります。核拡散防止条約ですね。核保有国は、核そのものが違法ではないので、持つことを容認されているんです。ただし、減らしなさいという確約はありました。でも、減らしません。実際、数は減っているんですが、その効力や威力は強くなっております。

もう一つは、非保有国は保有を認められない。これ以上ふやさないということですね。ところが、今、5カ国ですが、これを破って保有しています。すなわち、このNPTの体制の中には、核は違法ではない。持っていていいものやという前提があるんです。

ところが今回は、この禁止条約は御存じのとおり、核そのものが違法化されましたから、持つこと自体が国際的には違法になるわけです。すなわち、2国間や地域間の核抑止力競争を超えるルールになっている。これは全く人類の中で初めてのことですね。核を持つことが国際的な違法のルールになったということなんです。これをなぜ認められない。私は、もうこれしか、この地球上から核をなくす方法はないと確信をしております。この方向しかないんです。

もちろん、これができたからといって保有国は即廃絶することは絶対ないでしょう。しかし、長い目で見てください。地雷禁止や対人地雷ですね。あるいは細菌兵器の禁止などは非常に効果的、有効的になっております。これは国際間の違法な兵器になったからです。核もその一つとしてぜひこれを実現していきたい。

我が郡上市も、世界から見ればほんの小さな小さな一エリアにすぎませんが、一つでも核兵器を禁止していこうという声をこの郡上からも私は上げていきたいと思っております。どうか皆さん方の御賛成をお願いします。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） ただいまは請願の不採択に反対する立場での討論でありましたが、ほかに討論はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 8番 田代です。今野田議員からおっしゃいましたことと少し重複する内容もあるかと思いますが、委員長の不採択ということに対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、核兵器がなくなればいいということ、その思いは全く同じでございます。先ほども言われましたように、ことし7月7日、核兵器禁止条約が採択されました。しかし、核保有国の核の傘に

国の安全保障を依存している国々は会議には参加しておりません。核兵器のない世界の実現には核兵器禁止条約の採決などをめぐって深まった核兵器保有国と非保有国の溝に対して橋渡しが求められておりますが、これこそ唯一、戦争の被爆国である日本に課せられた責務だと、そういうふう

に思っております。

日本政府は、先ほどもおっしゃいましたけれども、ことし5月に賢人会議の設立を表明しました。これは11月27日、28日と広島で開催されたわけですけれども、この賢人会議には、核保有国のアメリカ、ロシア、中国、フランス、そして非核保有国のオーストラリア、ドイツ、カナダ、また核兵器禁止条約賛成国のエジプト、ニュージーランドの10人、それに日本人の6人を加えての合計16人で構成されております。核軍縮を実質的に進展させるための提言をまとめ、来年の4月に開かれる20年のNPT再検討会議の準備会合に提出する予定と書かれていました。

この賢人会議、11月に行われました賢人会議におきましては、非公開だったと、そういうふうにお聞きしております。でも、その座長が終わった後の記者会見で、核軍縮の現状がすばらしいとは参加した人たちが誰も考えていないって、そういうふう

に強調されまして、また立場が異なる有識者の間であっても、どこかで折り合えるところがあるのか、私はそれを頭の真ん中に置きながら2日間も過ごしたと述べ、合意形成への意欲を示されたと、そういうふうにも書かれておりました。

この問題は、大変難しい問題ですが、今こそ世界に対話が求められるときであると思います。日本政府の今後の動向を見守りたいと思い、委員長報告の核兵器禁止条約に日本政府が署名することを求める請願書を不採択とすることに対する賛成意見とさせていただきますので、議員各位の賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺友三君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は、原案を不採択とするものでありますが、原案を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 起立少数、賛成少数と認め、よって、請願第4号は不採択といたします。

---

#### ◎報告第17号について（報告・質疑）

○議長（渡辺友三君） 日程34、報告第17号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 報告第17号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の既定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の既定により報告する。平成29年12月21日提出、郡上市長 日置敏明。

1 枚おめくりをいただきたいと思います。

専決第5号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の既定により、次のとおり専決処分する。平成29年12月8日、郡上市長 日置敏明。

1 損害賠償による和解の内容、平成29年10月22日午後5時頃、郡上市大和町島の島教職員住宅の屋根タイルが台風の強風により剥がれ、教職員住宅南側の家屋へ飛んでいき壁の一部分を汚損した。市は示談により損害を下記金額で賠償する。（市の過失割合100%）

2 損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3 損害賠償の額、7万2,684円。

こちらでございますが、屋根のタイルというふうになってございますが、屋根をふきますアスファルトシングルという屋根材でございます。ガラス繊維の元材といたしまして、これをアスファルトでコーティングをいたしました、大体幅が10センチ、長さが30センチぐらいの大きさのものでございますが、これが屋根から剥がれまして、南側の隣の民家、白いしっくい壁のところにとりまして、恐らくこのアスファルトによりますもので、黒いそういう筋と申しますか、そういうものがつきました。壁自身を損傷するというはございませんでしたが、この白色のしっくい壁のところには大きなちょっと黒い線がついたといったようなことで、こちらのほう、しっくい壁でございますので、洗い落とすというわけにはいきませんので、ここのところを塗装をさせていただいた。

それから、腰壁の部分は石の洗い出しの壁でございます。こちらの部分にもつきましたが、こちらは洗浄で取ることができましたが、この部分のただいま申し上げました洗浄並びに洗い落としの作業の費用を弁償をさせていただいたというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 今、るる御説明いただきましたので内容はわかりましたが、これ保険対応がされているのかということと、それからこういった同じようなアスファルトなんかと言われた、こういったものが使われているところが教職員住宅以外にもあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） まず、保険対応の件でございますが、今回、この民家のほうの塗装、それから洗い落としにつきましては、これは保険の対象外ということでございました。ただし、飛び



ました島教職員住宅のほうの屋根部分でございます。こちらにつきましては、飛ばないように、同じものを接着、それからボルト締めをさせていただいたという工事を既にさせていただきました。この部分については、そのうちの半分が建物の保険のほうが使えたというものでございます。

それから、こういった屋根、こういったふき方の施設があるかということでございますが、全てはちょっと調べてはおりませんが、一時期、ここは昭和60年建築のものでございますが、50年から60年にかけてこういうふき方と申しますか、非常に安くふけると。それから色も非常に豊富であるといったようなことと、それからスタイル的に瓦のようにごつくないといったようなことで、その当時にちょっとはやったというのですが、ちょっと正確な建物については把握してはおりませんが、今後、把握をしていきたいというふうに考えています。

○議長（渡辺友三君） 以上で、報告第17号の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

(午前10時48分)

---

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時59分)

---

#### ◎議報告第13号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程35、議報告第13号 諸般の報告について（議員派遣の報告）を行います。

議員派遣報告書を別紙の写しのおり提出をされましたので、お目通しをいただきますようお願いをいたします。それをもちまして報告にかえさせていただきます。

○議長（渡辺友三君） ここで日程の追加をしたいと思います。

議案第165号 工事請負契約の締結について（郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第3期））と議案第166号 工事請負変更契約の締結について（無電柱化整備本体管路（第1工区）工事）と議案第8号 核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書の3議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認め、日程に追加いたします。

追加いたしました日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

#### ◎議案第165号について（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程36、議案第165号 工事請負契約の締結について（郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第3期））を議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、追加の議案でございます。

議案第165号 工事請負契約の締結について（郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第3期））分でございます。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成29年12月21日提出、郡上市長 日置敏明君。

- 1 契約の目的、郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第3期）。
- 2 契約の方法、随意契約による。
- 3 契約の金額、3億4,560万円。
- 4 契約の相手方、岐阜市六条北4丁目10番7号、中央電子光学株式会社代表取締役 日比泰雅。
- 5 工事の場所、郡上市内。
- 6 工事の概要 防災行政無線（同報系）設備整備一式でございます。

おめくりをいただきまして、今回、工事内容につきましては、第3期、今般の議会で債務負担行為の補正をお認めをいただいた際に御説明をさせていただいたことでございますけれども、概要をお示しをさせていただきます。

7番の工事内容をごらんいただきたいと思います。

平成30年9月に保守期限を迎える音声告知端末に代わり、無線による宅内放送設備を平成28年度からの3ヶ年計画で整備し、防災行政無線宅内放送エリアの拡大を図るもので――3期目ですね、今回――3年目においては、音声告知端末設置世帯等への戸別受信機の整備を実施するものでございます。

主な今回の事業の内容ですけれども、このFM戸別受信機、この9,704台、これの製造、それからこれの設置でございます。

ちょっとモデルでつくってもらったものを手に持ってまいりましたけど、このくらいの大きさでございまして、後ほどにその仕様につきましても載せさせていただきます。

主な仕様としましては、一般起動放送機能、それから緊急起動放送機能、乾電池起動機能、それからFMラジオとAMラジオの受信放送機能もあわせて持っております。

さらに、今回、消防音声の合成装置更新ということで、消防本部の指令の放送卓にあります装置が、特に音声合成で発信をしますけれども、これが10年経過しておりますので、今回の更新事業の

中で、その放送の質向上のために、これの更新も図るものも含まれております。

それから、親卓装置設置正式運用ということで、これは既に整備しておるものでありますが、これを本格運用を無線室において実施していくというものでございます。

おめくりいただきますと、今回、お持ちをしましたこの機器の仕様につきましての標準的な姿図が載っております。

下にビーム設計と書いてあります。ビーム計画設計株式会社ですけど、これ、防災行政無線の全般にわたりますので設計管理を行っていただいております。実際の機器のことにつきましては、中央電子光学が実施をしておるものでございます。

おめくりいただきますと、標準的な、いわゆる外部空中線使用の場合のどういうふうな配線になるかというふうなものと、それから下のほうに、いわゆるアンテナをダイポール空中線という縦にしゅっと伸びた形ですね。それからもう一つは、3本縦に連なって横軸が入る、これが3素子八木型空中線、この2種類のアンテナを一応用意していこうということで、おおむね3素子八木型空中線を必要とする世帯は100世帯、1%というふうに今見込んでおります。ダイポール型空中線は、500世帯程度がこれを必要となるというふうに現在見込んでおります。

おめくりをいただきますと、消防防災連動設備の更新構成図ということで、左は先ほど申し上げました音声合成装置の更新に伴うものでございますし、左は市役所の放送室の中の親卓の本格運用でございます。

それで、今回、随意契約とさせていただいたわけでございますけれども、既に第2期工事におきまして、当中央電子光学においてこの工事を請け負っていただいております、ことしにつきましてはデジタルFM変換再送信局を186局設置するとともに、市の公共施設や避難所に先行設備としてFM戸別受信機を500台設置するというので、この受信装置の開発といいますか、郡上に合った形のものをつくっていただいて、これを設置するという工事に現在入っております。

そして、これを今度の第3期工事におきまして、現在、未設置の各世帯に設置をし、また必要に応じてアンテナを立てるというふうなことでございます。主に金額的には80%にわたるところが本機器の製造でございます。それから、実際のその設置工事というものは十数%になるということでございます。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号によりまして、競争入札に付することが不利と認められると。前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は工期の短縮、経費の節減、工事の安全円滑かつ適切な施工が確保できる工事を施工すると、こうした理由。それから、同条、第6号ですが、これの第3号にあります機器・設備・システム等の維持管理で、既設の機器・設備・システム等と密接不可分な関係にあり、同一業者以外では責任区分が不明確になり、また故障発生時の原因究明、故障修理などの対処が困難になるなどの業務の達成ができないという場合と、この条項に該当するというふうに判断をして、指名委員会

でも1社随意契約ということとしたものでございます。

以上によりまして、先ほど申し上げました中央電子光学との随意契約によりまして、本契約を結ばさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 2点ばかりちょっとお尋ねをしたいと思っております。

まず、今度FM、AMのラジオも受信できるということで、部屋へ持っていっても聞こえるということになって非常に便利かなと思っておりますが、どうしても受信状態の悪いところ、FMはまあまあいいんですが、AMを入れるということになると、かなり入らないところが500で済むんかなということをおもいますが、どこまでをこの機能で、ラジオはまずは補完的というふうに僕は思っているんですけども、気持ち的には。これは入る、入るという説明をすると、うちはAM入らんぞということになると、全部3素子か端子のあれをつけんならんようになってきて、それ、同軸を引っ張らないと受信できないと。このラジオは入らないということが起きてくるのではないかなということ、その辺はちゃんとFM、AMがどの家庭も入れるように、電波状態で聞きにくいことは別として、入るようにはなるのかどうかということの確認をひとつさせていただきたいということと。

それからもう一つは、現在、宅内においでいる告知機ですが、普通のおうちは1個でいいと思うんですけども、商売やってる事務所を持っておられる方とか、あるいはアパートなんかで何戸かが入っておところは、今の移住の関係で廃屋のところなんかもうなかったりして、そういうところもこれから出てくるというふうに思っておりますので、そういう場合に地元負担金というものの、聞くと、それ取らずに配布してほしいという意見がかなり個人的には聞いているんですけども、その辺はどのように今後、負担のことについて。例えば2基以上はそうはいかないとか、その辺のところは、既にあるところはそのままだ置いていただけるのではないかなというふうに思いますが、新しくつけていたり、また移住政策等もあって、やっぱりその観光施設もそうですけれども。そういうところがもしかしてそういう被災に遭ったときに伝達機能がなかったというようなことでは、屋外で聞こえる場合はいいですけども、宅内にいてわからなかったというようなことになってはいけないというふうに思っておりますので、その辺のちょっと確認をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 今回の放送システムの中で、FM波を選んだということは、やっぱり郡上のこの山合いの地形の中でそのFMというものを選んだわけございまして、やはり今おっしゃられるように、AMが相当入りにくいというふうには思います。

それで、今回のアンテナの整備につきましても、これはいわゆるこちらとしての防災行政無線の発信受信という関係においての標準的な受信をしていただくための措置ということですので、確かにそれに補完してつけたラジオ受信機能が入らなくてはだめだということになるというふうには思いますけれども、それを全て対応するという前提ではないということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、2基以上つけるということがまあるというふうに今思っておりますけれども、やはり1基目については、こちらの事業としてつけさせていただきまして、2基目以上の場合に御負担を求めるということにつきまして、現在、規定を設けておりませんので、しっかりその辺のところを周知をさせていただきたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。多分いろいろ説明して回られるときにその辺をはっきり言ってもらったほうが、この間の自治会長会でそういう話が出ておりましたら、ちゃんと全部どっちも入るようにしてくれるんやろうななんていう帰りの話やったもんですから、やっぱりそういうふうに理解されてまうと最後までやってまわんなんということが出てくるんで、主体は情報伝達無線によるFM放送による、FM電波による受信ですよということを明確にしておいてもらったほうがいいかなということと。それからやっぱり2個目をどうするとか、3個目、5個目までどうやということを方針を出していただかないと、早目に、そして市民の理解を得られないとそれはうちはつけられんとか、そんならそのぐらいならつけてもええかということがあるんで、市の今度の更新ということですので、その辺はいいふうに地元負担が余り要るとなるとアパートなんかやとつけられないとか、入る人につけてもらおうとか、そういうようなことになってくるかなと思いますので、その辺一度いろんな意味で御配慮いただきながら、この安心・安全ということでございますので、どうかその辺のところは取るを前提としないで、ある程度郡上へ来てもらったところまではちゃんとできておりますよということをひとつ打ち出せるような形も大事かなというふうに思いますので、前向きに御検討をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 実は、こういうふうなチラシを今清水議員さん言われた自治会の説明会ですね、これに回ったところであります。

それで、いろんな御質問もありますし、広報で年明けまして2月号に特集記事を組ませてもらうことにしておりますので、その中でしっかり書き込むということと、ケーブルテレビのほうでも放送をさせてもらうということで今準備しておりますので、今御指摘の点等につきましては、あらか

じめ皆様によくわかっていただけるように周知をしていきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 今の17番議員の質問に関連ですけれども、市のほうでやっぱり2世帯、3世帯同居ということも言ってること。それから、移住を推進しているということもありまして、今後、例えば郡上へ見えて新築される、そういう場合がどういうふうになってくるのかなというのがちょっとわかりませんので、それをどういうふうに関後進められるか。有料になるのか無料になるのかということもあると思いますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 原則、設置についてはこの事業として行うということですので、各世帯にこれを設置をさせていただくと、こういう考え方でおります。したがって、お見えになって新しい世帯ができると、こういうことについては受信していただける機器を備えていくと、こういうことになると思います。

（14番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 実は今の私たちのところで、新しく家をつくられて、有料だからということで、こういう無線をつけてみえない家があるんですね、実際のところ。すごくお金かかるから、何万円もかかるからつけないよというところがあってということもありますので、今のINGエリアの話とかの中でもそういうことが今出ておりますので、その辺のところをやっぱりこういう防災ということですので、できるだけ無料でつけてあげられるようにしてほしいなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（渡辺友三君） 田中理事。

○理事兼総務部長（田中義久君） 済みません。自分も八幡エリアですけれども、現在、八幡の中で新しいところが今、武藤議員さん言われたようなことがあるんですね、現在。そのようにやってきたということでもあります。

ですから、先ほど申し上げたように、これは明らかに災害時になければならないものだという認識ですので、設置をしていただきたいと。設置していただくという場合に、いわば新しい世帯においては公平に1台ずつという考え方をもちたいと思いますけど、先ほど清水議員さんにお話ししたときのように、じゃ、2台目あるいは離れた部屋、3世帯のときはどうなんだということになりま

すので、今の八幡の実態は負担を求めています。ですから、そういうふうなことをどこまで減少、今設置時にはこの事業でつけさせてもらいますけど、それ以降の方でも新設の場合どこまで負担を圧縮できるのかとか、あるいは1軒で2台目の場合には、1台はどうしても全額負担してもらったとか、これは至急決めんならんことですので、今度の広報で周知させていただくというふうな、それくらいまでのタイミングにはっきりしていきたいというふうに思います。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 1番 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) 3点ほどちょっと質問したいと思いますが。

まず、先ほどの説明の中で8割方が機器の製造ということで、本市に合わせての製造をされるということだったんですが、また取り付けが始まりますと、多分、放送のふぐあいとか、機械のふぐあいとかが出てくると思うんですけど、そのあたりの補償の内容ですね。向こうが相手方にどこまで補償をしていただくのかということの話合いはどうかということを1点と。

製造費も含めてのという今回の請負金額ですので、例えば今後、でき上がったときに1台当たり幾らでこういったものは、この機械は購入できるのかという価格がわかれば教えていただきたいのと。

前回のこの今の音声告知端末機が平成30年9月に保守期限を迎えるということで、今回、無線方式、FM方式に変えられるということなんですが、今度、この新しくFM方式の機械の保守の期限は何年ぐらいまで、何年後先まで考えられているのかを教えてください。

○議長(渡辺友三君) 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長(田中義久君) まず、本体の、いわばその保証につきましては、機器の保証は、ちょっと確認して、今の件については3点それぞれちょっと確認してから御説明させていただきたいと思いますので、済みません、よろしくお願いいたします。

○議長(渡辺友三君) なら、後ほど答弁のほうをお願いいたします。

そのほか。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 9番 兼山悌孝君。

○9番(兼山悌孝君) それと、今の質問に追加で、オリジナルでつくられるとなると、そう幾つも幾つもかえがあるわけでないと思うんですけども、どのくらいを交換用というか、見ておられるか、お願いします。

○議長(渡辺友三君) 答弁わかるか。それも一緒か。

○理事兼総務部長(田中義久君) ちょっと台数につきましてもしっかり調べて今説明させていただきますので、お待ちください。

○議長（渡辺友三君） そのほかありますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 前回の音声告知においては、よく雷が入って壊れたことがありましたけれども、そこら辺のとこと、今回、また乾電池になるということでもありますけれども、乾電池の電池がなくなったときの何かそういったお知らせというか、何かできるんかっていうことと、入れっ放しにしておく乾電池から水みたいものが漏れたりすることがありますので、そこら辺の対応についてお聞きをいたします。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 御指摘のように、先般の音告が非常に雷の被害を受けたわけですが、今回は単独のラジオ型の無線受信機ですので、前回とは相当、そういう意味において違いますので、雷を頻繁に受けるということはないのではないかとこのふうにして思っております。ないということでございます。

それから、先ほど兼山議員さん言われた保守期限のことですけれども、いわゆるこの機械をどれまでということではなくて、保証期間として1年とか、そういう形以外は、これについてのメンテが何かあるとかということではないというふうなことでありますので、これは1番議員の三島議員さんのことでしたけれども、済みません。

あと、詳細につきまして、きちっとした形で説明したいと思いますので、少しお時間をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○15番（尾村忠雄君） 乾電池自体は。乾電池。

○議長（渡辺友三君） 田中理事。

○理事兼総務部長（田中義久君） 乾電池式か、ちょっと済みません、十分聞いてなくて、失礼しましたけど。乾電池が入ってございまして、停電になったときには乾電池で電源が賄われるというタイプですので、停電時でも、それ起動できているというふうなことでございます。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。

また、後ほどしっかりと答弁のほうをお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 乾電池のことは、もし災害でどこかへ避難しなければいけない場合ですね。この機械ごと外していけば、そのまま機能するというようなことで、例えばその避難地へ行かれる方や、もしくは指定のところへ行かずに自分で安全と思われるようなところの場所へ避難された方でも、外部へ持ち出して、容易に持ち出して使えるものかどうかということもお伺いしておきます。



○議長（渡辺友三君） 田中理事。

○理事兼総務部長（田中義久君） これは、その点が今回のいい点、ポータブル性が高いといえますか、このまんま持ち出していけるということでもありますので、避難されるときにはこれを持って、持ち出していただくと、こういうことでもあります。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） お諮りをいたします。まだ答弁のほうができておりませんが。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 1番 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 済みません。答弁が間に合わないということであれですが。

何が言いたいかといいますと、前の音声告知端末機のとかなり導入のときにトラブルった記憶があると思います。本当に富士通という機械入れたときに、ふたをあけたらここまでの台数を入れたことがなかったっていうような話で、かなり放送がうまくいかないとか、機械のトラブルが多くあったということを記憶しとるんですが。

今回、FM方式やもんですから、多分、かなり簡易的になるのでスムーズにはいくと思うんですけど、そういったトラブルがあったときに、このやりとり、ちゃんとその辺をしっかり補償していただけるのかということと契約をちゃんとされているのかということの確認をしたかったことと。

あと、また同じように、何年後にこの保守期限、例えば保守があって、保守期限が切れたから、また機械をかえないといけないよとなったときに、また10年後なのか、20年後なのかにこういったお金がかかってくるのかということの把握をされているのかなということをお聞きしたかったものですから、そのあたりがしっかりされていけばいいので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 田中理事。

○理事兼総務部長（田中義久君） 済みません。ちょっと準備不足で大変失礼いたします。

まず、先ほどからのご質問の中で、単価につきましては税抜きで1台が2万3,000円です。

それから、余裕として持つ台数としては、9,704台のうちの500台を今回そうして持たさせていただくというふうにしておるといことです。

それから、雷もう一回申し上げますけれども、雷の影響はないということでもありますので、尾村議員さんの御質問でしたけれども、よろしく願いいたします。

それで、保守期限はどうかということでもありますけれども、現時点としては、何年という、例えば今よく電子機器が7年間でほぼ、あるいは5年間で保守期限を切って、そのもし必要な部品も製造がとまると、こういうことがよくあるわけですがけれども、これについては今回、そういうふう

な説明を受けておりません。したがって、そういう意味におきましての保守メンテの期間としての7年で終了とか、そういうふうには受けとめていないわけでありまして。したがって、自分の家庭のポータブルラジオなんかでもそうですけど、使っているわけですけども、それが10年、15年と、こういうふうにして使っていけることについては、今、そういうふうに使えますよというふうに聞いてますけど、ただ、三島議員言われたように、やはり今後のいわゆる改修計画と申しますか、そういうことも非常に重要になってきますので、標準的な寿命と申しますか、そういうものをしっかり見ながらいきたいというふうに思います。一般的には10年前後というふうに言われておるといふふうにして聞きました。

以上でよろしいですか。

(1 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 1 番 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。

2万3,000円という今価格が出たんですが、ちょっと高いような気もするんですけど、本市に合わせた設計ということがありますし、普通、ポータブルラジオでしたら、ここまでもしないのは正直かなと思うんですけど、これだけの価格になる理由がもしわかれば、この場で教えていただきたいことと。

2点目のことは、多分、機械自体の単体が10年ぐらいの寿命だということで、その途中でまた新しい同じ機械を入れればまたそこから10年という、その機械の耐用年数はわかるんですけど、この会社自体が、もうこの機械は製造しないよっていう、打ち切られたらもう郡上市としてはこの放送ができなくなると思うんですね。そういったことで、この会社がどこまでの保守で契約されるのか、どこまで製造を約束してくれているのかというか、そういったことがもし今の時点でわかれば教えていただきたいなと思います。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 非常に専門的な御質問ですから十分でないかもしれませんが。今回の、いわゆる防災行政無線につきましては、相当郡上市のこの山合いの中で、しかもこれまでが音声告知放送でしたので非常に鮮明に聞こえていたわけですね。これがやはり無線にしないではいけません。停電時にも対応できなくてはいけませんということで、今回の更新時、どちらにしても更新時でありますから、このタイミングを捉えてかえさせていただくと、こういうふうになったわけでありまして。

そういうことにおいて、いわばそのビーム計画設計等におきましても、今回のFM波を選んだということではありますが、一方でデジタルで受信する地域も持っておるんですね。そういうふうにしてやっております、そのデジタルとFM変換再送信ということが非常に複雑な形になっておりま

すし、それからFM戸別受信機の送信は、この6波の層で6波の電波を使用して、そしてそれにおいて市内の全域を網羅するというふうに設計をされておるといふに言われておきまして、そういうことにおいてその受信機が非常にそれに対応するというので複雑といいますか、そういう開発されたといふに聞いておりますので、1台当たりの単価がやはり高い、オリジナルでつくってもらうわけですから普通よりは高くなるわけですがけれども、そういうことであるといふふうにして思います。

それから、いわば発信と受信でありますので、メーカーが仮に、万々が一にそこが製造できない事態があった場合には、当然、発信に対する受信、今回もこの事業におきましても常に数社、冒頭、今回は1社随契でしたけど、その前の段階では富士通ゼネラルとか、いろんな会社があったわけがありますので、その防災行政無線の発信に対する受信といふふうなことについてのその対応は今後ともできるものといふふうに思います。

それから、この会社におきましては、当面、そういう心配はないといふふうにして思っております。

以上です。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。

そのほか質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） お諮りをいたします。議案第165号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第165号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

ここで討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第165号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第165号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

◎議案第166号について（提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程37、議案第166号 工事請負変更契約の締結について（無電柱化整備本

体管路（第1工区）工事）を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、議案第166号について御説明をさせていただきます。

議案第166号 工事請負変更契約の締結について（無電柱化整備本体管路（第1工区）工事）。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成29年12月21日提出、郡上市長 日置敏明。

1 契約金額、増額1,001万8,080円でございます。変更前の契約金額は1億5,557万4,000円。変更後1億6,559万2,080円でございます。

2 契約の相手方、郡上市八幡町島谷1613番地、株式会社木越組、代表取締役 木越幹人。

3 工事の場所、郡上市八幡町柳町地内。

4 変更の理由、特殊部設置工基礎コンクリート変更等による増でございます。

1枚おめくりいただきまして、参考資料をつけさせていただいております。

先ほどと重複する部分については省略をさせていただきます。

ここの4の契約日でございますが、平成28年6月29日に議決をいただいたものでございます。

工期、この平成28年6月29日から平成30年1月26日まででございます。

工事の内容でございますけれども、こちらのほうで、まず、地元でこういった工事の説明会等におきましても地元からも要望が出ておりまして、この工事内容の中ほどにあります特殊部設置工というところなんですけど、この特殊部というのは、管路を道路に埋設しますが、全部で26カ所に特殊部という場所がございます、それは地下に作業をするボックスを埋め込みます。その中で、電力とか、通信のケーブルの配線を各家庭へ行くような起点になる場所ですが、そうしたものが26カ所ございます。それを埋設をするんですけども、当初の予定ではそのボックスを埋め込む下に基礎コンクリートということで均しのコンクリートを敷く予定でございましたが、それをするとコンクリートの養生の期間もあるということで、その期間の間、道路を通行どめにしんならんというようなこともございまして、ここの部分を二次製品のコンクリートの製品である敷板、板を初めから敷くと、そういう形にすると道路も即日もう開放できるということで、市民の方々の利便性も上がるということで、御不便をできるだけ少なくしたいということで、そうしたコンクリート、プレキャスト製品に変更したことによる増でございます。

あと、それと、城山へ登っていく登り口のところの交差点ですが、そちらのところは表層、今、アスファルトが舗装してありましたけれども、その下に、以前は石張りがその交差点の部分してありまして、そのアスファルトの下に既設の土間コンクリートが厚さ30センチのコンクリートが敷設

されておりましたので、そちらの撤去処分が生じたこと。それから、狭小の狭い道の迂回路を通過していただくようにするんですが、そうしたところへの円滑な交通確保のために交通誘導員の増員をさせていただきます。

それと、あとは仮舗装が若干増加したこと、それから水路の移設工がふえたこと、そうした関係で工事費が増加したものでございます。

あと、現地の再調査によって既設の埋設物がございまして、そうした支障物件を回避するために、若干の設計変更を行って、埋設する深さを当初の予定よりも若干深くした部分もふえたというようなことで、今回、増額をしたものでございます。

それから、この資料1枚おめくりいただきますと、ここの柳町の施工区域、無電柱化整備の1工区ということで、赤のラインが引いてある部分がこの1工区の場所でございます。延長は555メートルということでございます。

それから、その裏面でございますが、こちらのほうは標準の収容図ということで、この青い丸で管が入っているのが、これが通信関係のケーブルが入ります。それから、赤い丸で管になっているものが電力の線が入る管という形になります。

それで、その下のところに特殊部断面図というふうにあります。先ほど御説明させていただいたように、こうしたボックスが26カ所入ります。そうしたところの基礎の部分にプレキャストのコンクリートの板を採用させていただいたということで変更をさせていただきたいものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 9番 兼山悌孝君。

○9番（兼山悌孝君） 9番 兼山です。

これによりますと、工期が1月26日ですね。来年の。この時期に均しの、床面ですね、これが要は普通ならもう当初計画やったら、多分できておるやろうという時期にこういう形に変更するというのは、工期が間に合わなかったんでこういうふうにするんやないかといううがった見方もありますけれども、その点どうですか。今もう工期迫ってからこういう変更というのはおかしいんじゃないかと思うんですけど、見方が甘かったとか、そういうことはないですか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） ただいまの御質問ですけれども、特殊部については、もう今既にこうした形で工事やっておりますので、工期が間に合わなくてというわけではなく、最初からこの特殊部に取りかかっていったときには既に地元との協議の中で、このやり方でやっていって、あくまでも

道路の開放、早期の開放を目指したものであるということですので、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。

（9番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 9番 兼山悌孝君。

○9番（兼山悌孝君） いまいち、ちょっと腹に入らんですが。じゃ、その養生を、普通にこの養生しとったら、この工期、それでも間に合ったんですか。

○議長（渡辺友三君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 最初からの均しコンクリートでやったとしても、それは工期内に納まる予定のものでございました。ただ、やはりその養生のために数日かかるということで、その分、その間ずっとその道路を通れない状態になるので、それを避けるということがあくまでも目的でございます。

○議長（渡辺友三君） そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第166号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第166号については、委員会の付託を省略することに決定をいたします。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第166号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第166号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

◎議発第8号について（議案朗読・提案説明・質疑・委員会付託省略・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程38、議発第8号 核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書を議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会議務局長（長岡文男君） それでは、議発第8号をお願いいたします。

---

議発第8号

核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成29年12月21日提出

提出者 郡上市議会議員 森 喜 人

賛成者 郡上市議会議員 古 川 文 雄

賛成者 郡上市議会議員 田 代 はつ江

郡上市議会議長 渡辺友三 様

意見書の本文のほうですけれども。

核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書（案）

核兵器の廃絶は、世界で唯一の被爆国である我が国のみならず、平和を願う人類共通の願いである。

しかし、1970年に「核拡散防止条約」が発効されているにもかかわらず核兵器保有国は増えており、日本も隣国からの脅威を感じているのが現実である。

このような状況の中、本年7月7日に国連本部において、核兵器の非人道性を明示し、その使用や実験、保有などを法的に禁止する「核兵器禁止条約」が、122か国からの賛同を得て採択された。しかし、核軍縮の進め方をめぐる核兵器保有国と非保有国間、さらには非保有国間での意見の対立が顕在化している現状の中で、核兵器廃絶に向けた具体的な道筋は見通せないでいる。

日本政府は唯一の被爆国として、引き続き核兵器の非人道性を世界に訴え、核兵器廃絶に向けてリーダーシップを発揮していく責務がある。今後、核兵器廃絶に向けて日本政府が取り組むべきことは、核兵器禁止条約に至るまでの過程であらわになった核保有国と非保有国の中における条約推進国と非推進国との3者間の溝を埋めていく作業である。

今後も粘り強く核兵器廃絶に向かって国際社会を先導し、世界の人々、日本国民に核兵器廃絶への進捗が目に見える形で、実績を積み上げられるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月21日

岐阜県郡上市議会

（提出先）

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
以上でございます。

○議長（渡辺友三君） それでは、ここで提案者の説明を求めます。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） それでは、趣旨説明をさせていただきます。

核兵器の廃絶は、人類共通の願いであり、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞したことは、その声のあらわれであると思います。

そんな中、世界で唯一の被爆国である我が国の役割は極めて大きいと考えます。本市議会は、平成16年10月5日に平和憲法の理念に基づき、市民の生命と安全と福祉を保持する立場から、非核三原則を遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を強く求め、世界恒久平和の確立を目指し、郡上市非核平和宣言を決議し、核兵器廃絶を願い、平和記念行事等を実施しているところであります。

また、今から8年前の4月5日、オバマ前大統領は、就任直後、プラハ演説で核兵器使用の道義的責任を認め、核兵器のない世界の安全と平和を追求する約束を表明し、世界の諸国民に協力を呼びかけた際には、核兵器廃絶に向けて拍車がかかるものと大いに期待をされました。その際、オバマ大統領はノーベル平和賞を受賞されております。

郡上市議会も核兵器廃絶と恒久平和を求める意見書を平成21年12月18日に提出をしました。しかし、その後、オバマ政権は失速し、広島原爆ドームを米国大統領として初めて訪問をしたときには、北朝鮮が核実験をし、核開発防止条約に違反する動きを始めておりました。

ことしの7月7日に国連において核兵器禁止条約が採択されました。122カ国が参加しましたが、核兵器兵器国はもちろん、日本、ドイツを初め、NATO諸国、オーストラリア等の不拡散中道国も参加をしておりません。

日本政府は、核兵器禁止条約に参加を見送った理由として、1つは、他の中道国と同様に、核の傘のもとでの安全保障を築き上げていること。2つ目は、核兵器国の参加がなければ核兵器禁止条約は実効性を持たないこと。最後に、今回、非核兵器国の中にも参加、不参加の分断が生じ、溝を深めかねないこととしております。

こうしたことを理解した上でありますが、核兵器廃絶は現実的に非常に困難でありますけれども、我が国は唯一の戦争被爆国として役割は極めて大きいと思います。少しずつ一歩ずつ世界の軍事的バランスが崩れないようにしながら、核兵器国全体の軍縮を進めることに使命感を持ち、そして何よりも世界の人々、日本国民に核兵器廃絶への進捗が目に見える形での現実的な実績を期待し、日本政府に強く要望するものであります。

議員各位の理解と賛同をよろしくお願い申し上げまして、説明といたします。



以上です。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田でございます。

この意見書の御提案及び今の御説明には全くの賛同をいたすものであります。大いにこれは採択の方向で私は努力をいただきたいと思いますが、1つだけお願いがあります。前回のこの議会でも申し上げましたけれども、基本的に私は市民の願い、要求は可能な限りやっぱり取り上げて私たちと同等の意見として何らか認めていただきたいということを申し上げました。

私に言わせれば、若干の表現の違いや、方向性の若干のずれはあるかもしれませんが、それは修正しながら、こういう意見書に反映すればいいことでありまして、やっぱり市民、開かれた議会というならば、市民の願いは可能な限り私は取り上げていただきたい。

そういう意味で、これに反対するわけではありませんけれども、若干の修正を期待をいたします。ここで議長さん、述べてよろしいですか。

できましたら、下から3行目、「今後も粘り強く核兵器廃絶に向かって」、その次に、「核兵器禁止条約の実効性を見据えながら」という文言を入れていただきたい。ある意味では妥協的な表現ですが、将来的にわたって、これは溝を埋めながら、禁止条約の実効を高めていくという意図をもって、ぜひともこの修正をお願いをしたいと思います。

もう一度申し上げます。「向かって」の後に「核兵器禁止条約の実効性を見据えながら」と挿入をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺友三君） ただいま野田勝彦議員より、内容文書に関しての追加文が出ましたけれども、提案者である森喜人議員。

○7番（森 喜人君） 「見据えながら」という意味合いをもう少し説明していただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 妥協的な表現ですから、若干幅がある表現だと思いますが、「見据えて」といいするのは、「将来的にはこれの有効性を実現すべく」というような意味です。

したがって、核兵器禁止条約は否定はしない。もちろん、もともとの意見書にも禁止条約を否定的な表現はどこにもありませんので。ですから、肯定的に捉えて、即実現せよとか、即署名せよとかっていいことはいいですから、将来的に見据えて、それを遠い目標にしながらでもいいから、実現を目指してという意味でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） これは、私の判断で決めれるべきものなんでしょうか。

○議長（渡辺友三君） いや、お諮りします、皆さんに。

○7番（森 喜人君） ああ、そうですか。

私どもは、核兵器禁止条約に反対しているわけではありません。日本政府のとっている姿勢に追随するというか、そういった立場でありますので、私としては今の文言を加えても構わないのではないかというふうに思いますので、入れかえをよろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） ないようでしたら、お諮りをいたします。議発第8号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認め、よって、議発第8号については、委員会付託を省略することと決定をいたしました。

なお、お諮りをいたします。ここで、この提案につきまして修正案も出ております。修正案でもって、これを委員長報告とすることに御異議ございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 4番議員のほうからこれを加えてとありますが、「今後も粘り強く核兵器廃絶に向かって」ということは、核禁止条例をとということです、何か二重になってしまいますので、私はこの原文のままでいいと思っておりますので、修正する必要はないと思いますが、これが私の意見です。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） 私も同じ意見ですけれども、今、4番議員の提案と委員長のやりとりを聞いておりましたが、この文言で別に意図が伝わらないということはないと思いますので、今委員長が提案をいただいておりますこの原文で採択をいただければいいのではないかというふうに思います。

○議長（渡辺友三君） そのほか御意見ございますか。ご質疑。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 1番 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 1番 三島です。

私も原文をさわるということには反対をさせていただきたいと思いますが、この意見書を提出するに当たっては賛成でおりますが、今の話の中で、追加するということに対しては、先ほどの請願の中でも日本政府の動向を見てということで皆さん反対されたというところもありまして、またこの意見書に限って、またその文書をまた載せるということはどうも僕は反対をしたいと思っておりますので、意見書に出すことに対しては賛成しておりますので。

○議長（渡辺友三君） それでは、原案のままという意見と、そしてそれに修正を加えてという御意見がございますので、それぞれを採決をいたします。起立をもっての採決といたします。

まず、委員長の報告、原文のままに賛成の方の御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） それでは、修正を加えてという方の御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 原文のままが賛成多数でございますので、原文のまま提出することに決定をいたします。

---

### ◎市長挨拶

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全てを終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成29年第4回の郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る12月4日開会、そして本日12月21日の閉会に至るまで18日間にわたりまして、終始、真剣にかつ慎重に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

提出いたしました議案につきましては、全て議決を賜りました。まことにありがとうございました。

議決をいただきました条例や補正予算等につきましては、その内容に従いまして適切に市政を執行いたしてまいりたいというふうに思います。

また、審議の過程におきましていただきましたさまざまな御意見、御指摘、御提案等につきましては、今後の市政の推進の上で踏まえてまいりたいというふうに思います。

また、議会の3つの常任委員会から、それぞれ来年度予算編成に向けて御提案をいただきましたけれども、予算編成の作業の中でこれを真摯に受けとめてまいりたいというふうに思っておりますので十分検討

をさせていただきたいというふうに思っております。

これから寒さも厳しくなり、また年末年始ということで何かと慌ただしい時節を迎えますけれども、議員の皆様方におかれましては、何といたっても健康に十分御留意いただきまして、一層の御活躍をくださいますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（渡辺友三君） 平成29年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、去る12月4日から本日までの18日間にわたりまして、条例関係、また補正予算など市政の諸案件につきまして極めて慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。全議案滞りなく議了することができました。まことにありがとうございました。議員各位の御協力に深く感謝申し上げるところでございます。

また、市長初め、執行機関におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会を通じまして、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に当たり、十分に反映されますようお願いを申し上げます。

なお、代表監査委員におかれましては終始御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

議員並びに執行機関各位におかれましては、年末年始を迎え何かとお忙しいことと思っておりますけれども、特に健康には十分御留意いただきまして、ますます御活躍をいただきますよう御祈念申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことに御苦労さまでございました。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年第4回郡上市議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 0時06分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 田 代 はつ江